

- (3) 当機構に提供していただく情報
 ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
 ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日
 契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）
- (5) その他
 当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約の締結に関する情報」が掲載されている旨を、ご協力を得て掲載させていただきます。また、ご協力を得て掲載させていただきます。なお、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

10. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科省決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge_requestnote_contract2.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大 schools いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

用 船 仕 様 書

1. 調 査 名 日本海ズワイガニ等底魚資源調査

2. 調査目的・概要

我が国周辺水域における水産資源の回復と持続的利用を図るために必要な科学的基礎となる主要魚種の資源評価の的確な実施に資する水産資源調査・評価推進委託事業の一環として、日本海において面積密度法を用いてズワイガニ等底魚類の現存量の直接推定等を行うことを目的とする。

3. 調 査 内 容

着底トロール曳網による甲殻類および魚類採集（曳網回数 約 140 回）

- ・水深約 200～500m、曳網時網口高さ約 3m×網口幅約 17m×長さ約 54m×曳網距離約 2,800m、船速約 3 ノットで着底トロール曳網によるトロール採集を行う。着底トロール網のトロールウィンチ取付及び曳網等に係る操作は乗組員が行う。
- ・本調査で使用する着底トロール網（ニチモウ製 NOB-81-K1、網口開口幅約 17 m、重量 1 トン）、ネットレコーダー発信器（古野電気製 CN-2220）、漁網監視装置間隔センサー（SCANMAR SS4）は当機構が用意する。
- ・約 20 曳網では、他調査船との並行操業を行う。
- ・トロール網に STD（JFE アドバンテック社製 RINKO-Profiler、当機構で用意）を装着して水温・深度・塩分の測定を行う。

4. 調査必要装備（本調査を実施可能な機能を有し、用船期間中に使用可能な状態（精密機器の校正等含む）で船舶に整備されていること。）

①トロールウィンチ 1 台

②オッターボード 1 式

③魚群探知機 1 式

④漁網監視装置 1 式

（もしくは当機構が用意する間隔センサー SCANMAR SS4 が使用可能であること。）

⑤ネットレコーダー受波器 1 式

（当機構が用意するネットレコーダー発信器を受信可能であること。）

⑥冷凍設備 約 16m³

- ・調査サンプルを保存するため、冷凍温度－25℃以下の温度設定可能及び上記体積を確保した冷凍設備を有すること。なお、冷却システム等は問わないものとする。

5. 総 ト ン 数 500 トン以下

6. 乗 船 調 査 員 数（同時期に乗船する最大調査員数）：6 名

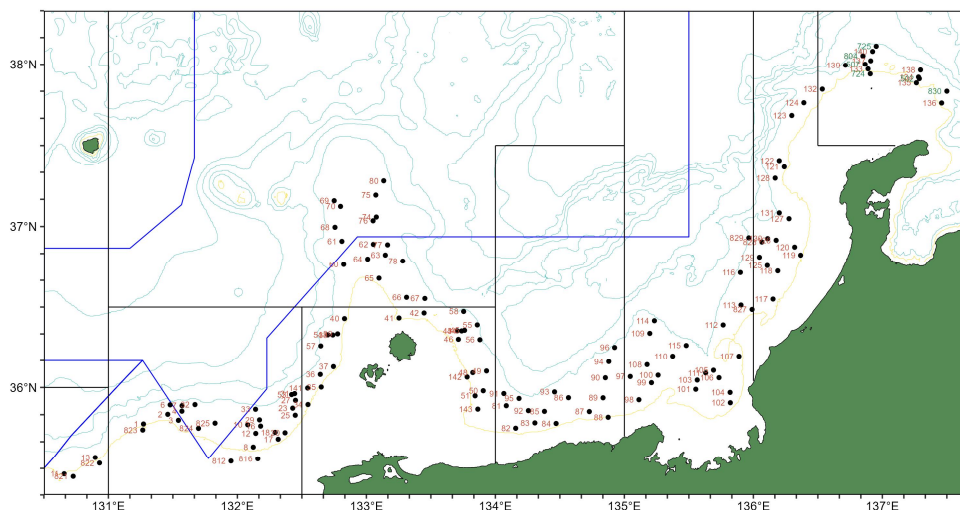
7. 用 船 期 間 令和8年4月15日～令和8年6月19日
(但し、4月29日から5月7日および6月2日から6月7日の期間を除く)

8. 運 航 予 定

第1次航海	令和8. 4. 15	用船開始、調査機材等搬入
	令和8. 4. 16	香住港（用船開始港）出港
	令和8. 4. 28	境港（用船解除港）入港、用船解除、燃油積込
第2次航海	令和8. 5. 8	用船開始、香住港（用船開始港）出港
	令和8. 5. 18	香住港（寄港地港）入港
	令和8. 5. 20	香住港（寄港地港）出港
	令和8. 5. 31	舞鶴港（用船解除港）入港、資材・資料積み出し
	令和8. 6. 1	用船解除、燃油積込
第3次航海	令和8. 6. 8	用船開始、香住港（用船開始港）出港
	令和8. 6. 18	新潟港（用船解除港）入港、資材・資料積み出し
	令和8. 6. 19	用船解除、燃油積込

9. 調 査 海 域 日本海西部海域

10. 調 査 海 域 図



11. 担 当 研 究 所 水産資源研究所

12. そ の 他

①詳細については担当職員の指示に従うこと。

- ②運航にあたっては、第三者所有漁具等への事故が発生しないよう細心の注意を払うものとする。なお、運航に関する事項については、本仕様書に定めるもののほか別添「漁業調査船に関する用船仕様書」によるものとする。
- ③用船契約期間中に消費した燃油は当機構が別途供給するものとする。
- ④用船開始港、寄港地港及び第1次航海の用船解除港については調査に支障の無い範囲内で請負業者と協議の上、変更することができるものとする。なお、寄港地港および用船解除港における岸壁使用等の手配は請負業者の責任において行う。